

財務省告示第百八十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように定める。

平成十九年五月十六日

財務大臣 尾身 幸次

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

- 一 生鮮等牛肉 二十九万二千三百五十四トン
- 二 冷凍牛肉 三十二万三千九百二十四トン